

# 税のお知らせ

## 6月の納税等

村県民税／前納・第1期

保育料／6月分

納期限／7月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にe-LIQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LIQRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。

納付には口座振替の利用もできます。

## 個人住民税について

個人住民税は、毎年1月1日にその市町村に住所があるか、あるいは事務所などがある方にかかる税金で、県民税と村民税を合わせて住民税とよばれています。

住民税は、所得金額にかかわらず一定の額を負担する均等割、所得金額に応じて負担する所得割等から構成されています。また、令和6年度から復興増税が終了となり森林環境税が均等割と併せて一

人年額1,000円徴収されます。

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| ●均等割の税率  | 県民税年額 1,500円<br>(あいち森と緑づくり税500円を含む) |
| ●所得割の税率  | 村民税年額 3,000円                        |
| ●所得割の税率  | 県民税 4% 一律10%<br>村民税 6%              |
| 所得割の計算方法 | (所得金額－所得控除額)×10%<br>－税額控除額＝所得割額     |
| ●森林環境税   | 1,000円                              |

所得金額：一般に収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

所得控除：扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除などがあります。

税額控除：調整控除、配当控除、寄付金税額控除などがあります。

## ●納税の方法

普通徴収：役場から個人に納税通知書を送付して、直接個人が納付する方法です。納期は、年4回(6月・8月・10月・翌年1月)です。全期前納で納めることもできます。

特別徴収：6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きされ、給与支払者が給与所得者に代わって納める方法です。

※特別徴収で納付されている方が、その年の途中で会社を辞められた場合、納付方法が普通徴収に変更されます。ただし、本人が

希望される場合、または翌年1月1日以降に退職された場合は、未納税額が給与から一括徴収されます。

なお、再度他の会社へ就職された場合でも申し出がなければ、特別徴収による納付はできませんので、ご注意ください。

## 年金からの特別徴収

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、下の表を参考にしてください。手続きの都合上、仮徴収分については算出された税額より多い金額が年金から天引きされる場合があります。その場合は後日還付しますので、ご了承ください。

なお、給与所得に係る住民税は給与からの特別徴収、公的年金等に係る住民税は年金からの特別徴収、その他の所得に係る住民税は普通徴収、と所得の種類によってそれぞれ徴収方法が分かれる場合があります。すべての方法で納め

## 昨年度、年金から特別徴収されている人

| 徴収方法 | 年金から特別徴収(天引き)                               |    |    |                                      |     |    |
|------|---------------------------------------------|----|----|--------------------------------------|-----|----|
|      | 仮徴収                                         |    |    | 本徴収                                  |     |    |
| 算出方法 | 4月                                          | 6月 | 8月 | 10月                                  | 12月 | 2月 |
|      | それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額          |    |    | それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額 |     |    |
|      | ※期割税額に100円未満の端数が生じた場合、仮徴収は4月、本徴収は10月に加算します。 |    |    |                                      |     |    |

## 本年度より年金から特別徴収が開始される人

| 徴収方法 | 普通徴収<br>(自分で納付)                            |    | 年金から特別徴収<br>(天引き) |     |    |
|------|--------------------------------------------|----|-------------------|-----|----|
|      | 6月                                         | 8月 | 10月               | 12月 | 2月 |
| 算出方法 | それぞれ年税額の1/4                                |    | それぞれ年税額の<br>1/6   |     |    |
|      | ※年金からの特別徴収の期割税額に100円未満の端数が生じた場合、10月に加算します。 |    |                   |     |    |



## 減免について

る方もいますが、重複して納めることにはなりませんので、ご承知おきください。

ただし、令和6年度の個人住民税においては、定額減税が実施されます。

### ●問合せ先

総務部税務課

次の要件に当てはまる方は、住民税の減免を受けることができる場合があります。なお、申請書を提出する時点で納期限が過ぎている分や納付がされている分は減免できませんのでご承知おきください。

### ●要件

- ・今年の1月2日以後に死亡した方のうち、前年中の総所得金額等が210万円以下の方
- ・生活保護を受けている方
- ・現に継続して6カ月以上療養中の方または継続して6カ月以上療養を要すると思われる方のうち、前年中の総所得金額等が140万円以下の方
- ・6月30日現在において今年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等に比べ2分の1

以下に減少すると認められる方のうち、前年中の総所得金額等が210万円以下の方

- ・雇用保険法の規定による基本手当の受給資格を有する方のうち、控除配偶者または扶養親族が有り、かつ、前年中の総所得金額等が210万円以下の方

- ・当該年の1月1日現在において所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生である方

- ・災害により死亡した方

- ・災害により障害者となった方

- ・あなた（控除対象配偶者または扶養親族を含む）が所有する住宅等について災害による損害金額が住宅等の価額の10分の3以上である方のうち、前年総所得金額等が1000万円以下の方

### ●申請方法

納期限（最初の納期限7月1日（月）です）までに減免申請書および添付資料を提出してください。

**事務手続きの都合上、6月14日（金）までの提出にご協力お願いします。**

減免申請書は税務課窓口にあります。

### ●問合せ先

総務部税務課

## 住民税に関するQ&A

**Q 村県民税の申告について通知が届きました。どうしたらいいですか？**

「私は昨年収入がありません。それでも、何か手続きは必要ですか。」

「私は主人（または親等）の扶養親族になっていますが、それでも何か手続きは必要ですか。」

**A 扶養親族になっても、収入がなくても申告が必要です。**

あなた自身が非課税か課税かの判断をするために、申告が必要です。

申告されていない場合、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料が正しく算定できないことがあります。また、所得証明書や非課税証明書を必要とされる方は、証明書の発行ができません。

**Q 村県民税はいくらの収入から課税されますか？扶養親族になっても課税されるのですか？**

「私の昨年の収入はパートで98万円あり、その他の収入はありません。パート収入が103万円

を超えない限り、税金は非課税になると聞いていましたが、今年の6月に村県民税の納税通知書が自宅に送られてきました。どうしてでしょうか。」

「私の昨年の収入はアルバイトで98万円あり、主人（または親等）の扶養親族となっていますが、今年の6月に納税通知書が届きました。どうしてでしょうか。」

**A 給与収入が93万円（合計所得38万円）を超えると、あなたが扶養親族であるかに関わらず課税されます。**

| 収入<br>(所得換算後)                  | 所得税           | 村県民税          |               |
|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|
|                                | 所得割額          | 所得割額          | 均等割額          |
| 93万円以下<br>(38万円以下)             | 非課税           | 非課税           | 非課税           |
| 93万円超100万円以下<br>(38万円超45万円以下)  |               |               | 課税する<br>場合がある |
| 100万円超103万円以下<br>(45万円超48万円以下) |               | 課税する<br>場合がある |               |
| 103万円以上<br>(48万円以上)            | 課税する<br>場合がある |               |               |

あなたの前年の給与所得は、給与収入98万円ー給与所得控除額

55万円＝給与所得43万円となります。村民税は、あなたに扶養親族等がない場合、前年の合計所得金額が38万円（給与収入93万円）を超えると均等割額が課税されます。あなたの合計所得金額は43万円ですから均等割額が課税され、納税通知書をお送りしました。また、税金がかからない103万円という基準は、所得税の場合です。

#### ●問合せ先

総務部税務課

#### 特別徴収にご協力を

給与所得に係る住民税の徴収方法で、毎月（6月から翌年5月まで）の給与から天引きによる納税制度です。地方税法等の規定により、給与所得に係る住民税は特別徴収によって徴収することとされています。

納税者の方々の利便性の向上および納税の公平を図るため、今まで普通徴収であった方についても特別徴収となる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

#### ●問合せ先

総務部税務課

## 個人住民税の定額減税について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための措置として、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることになりました。

**1. 対象者** 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

**2. 減税額** 本人、配偶者を含む扶養親族（国外居住者を除く）1人につき、1万円

#### 3. 実施方法

##### ①給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で徴収されます。

##### ②普通徴収（事業所得者等）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。

##### ③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

#### 4. その他

減税額については、特別徴収税額通知書または納税通知書に記載されています。

減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）として支給されます。

●問合せ先 総務部税務課

## 八穂環境学習教室

海部地区環境事務組合では、八穂クリーンセンターで毎月、八穂環境学習教室を開催しています。

8月は「ソーラー工作に挑戦、施設見学連続開催」と題し、ソーラーパネルを使って工作をし、工作の後に施設見学で巨大クリーンを見学します。事前予約制で定員超えの場合は抽選になります。

●日 時 8月3日（土）

ソーラー工作午前9時～11時  
施設見学午前11時～正午

●場 所

八穂クリーンセンター

●対 象

小学生（対象外の方も参加できます）40名

●参加費 無料

●申込方法

八穂環境学習教室ホームページからお申込みください。

●問合せ先

海部地区環境事務組合  
環境対策室

☎ 6816500

FAX 6816700



八穂環境学習教室  
ホームページ